

指定認知症対応型共同生活介護  
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

1. 医療法人平田クリニックが開設する医療法人平田クリニック上野町グループホームが実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

1. 事業主体概要

事業所主体 医療法人平田クリニック  
代表者 平田 哲也

2. 施設概要

施設名 医療法人平田クリニック 上野町グループホーム  
事業所番号 4290101973 (法人番号: 9310005001326)  
所在地 長崎県長崎市上野町1番5号 平田メディケアビル内 (3階・4階)  
電話番号 095-865-6150  
施設が提供するサービス窓口  
電話 095-865-6150  
担当者 上野町グループホーム 施設管理者 増田 澄子  
敷地概要 614.29m<sup>2</sup>  
建物概要 述べ面積1925.46m<sup>2</sup> 鉄骨6階建て 令和5年9月竣工  
増築工事 令和6年8月竣工

グループホーム 3階 フロア概要

全 体 320.45m<sup>2</sup> (6階建てのうち3階部分)  
居室概要 介護居室9室 (13.50m<sup>2</sup>×8室、 17.10m<sup>2</sup>×1室)  
定 員 9名

グループホーム 4階 フロア概要

全 体 320.45m<sup>2</sup> (6階建てのうち4階部分)  
居室概要 介護居室9室 (13.50m<sup>2</sup>×8室、 17.10m<sup>2</sup>×1室)  
定 員 9名

利用者定員 18名 (2ユニット)

共同施設 食堂・居間、介護浴室、多目的室

(事業の目的)

2. 要介護状態又は要支援状態であつて認知症の状態にある者に、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

3.

1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者は、要介護状態及び要支援状態（要支援2）であって、認知の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動障害があるもの、急性期状態にあるものを除く）に対して、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等のその他の日常生活上の世話を及ぼし機能訓練を行う。
2. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市長村の職員又は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける。
3. 事業の運営に当たっては、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流を図る。
4. 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長村が行う実施するに事業の協力に努める。

（名称及び所在地）

4. 名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 医療法人平田クリニック 上野町グループホーム
2. 所在地 長崎市上野町1番5号 平田メディケアビル内（3階・4階）

（従業者の職種、員数、および職務内容）

5. 運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は2ユニットとする。

従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 施設管理者 常勤 1名（介護職員と兼務）  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護提供にあたる。
2. サービス計画担当者 常勤 1名（介護支援専門員。看護師長と兼務）  
利用者のサービス計画を作成し、また、家族との連携、相談、調整を行う。
3. 介護職員 常勤 10名  
非常勤 11名 ※夜勤時間帯は、各階に常時1名配置

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

6. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者及び要支援者であって、認知の状態にあるものを対象に共同生活を送る住居を準備し、利用者3人に1人の介護職員（夜間は夜勤職員各階1名）を配置し、共同生活介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

7.

1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の通りとする。

2. 保険対象外サービス分

食材料費	1,600円／日
居室料	1,500円／日
水道光熱費	645円／日
テレビ（ケーブル代）	1,000円／月
管理費（消防設備・エレベーター・電気保安等の点検、上下水道清掃料）	7,000円／月
基本リネン代	2,000円／月

おむつ類、その他の介護用品の販売は、原価より5%の付加料金で請求

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の実費徴収が必要となる事由を説明し、同意を得たものに限り徴収する。

※理美容代、医療費（医療保険自己負担分）、処方料は施設が立替払いし、月末に実費でグループホーム利用料金と一緒に請求する。また、入院や外泊をした場合の食材費、水道光熱費は、完全に留守にした日数を差し引いて請求する。

（利用者の定員）

8. 利用者の定員は1ユニットあたり9人（2ユニット18人）とする。（個室18）

（入居にあたっての留意事項）

9. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書に基づき、認知状態であることを確認する。

1. 入居者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
2. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
3. 利用者の入所にあたっては利用者および身元保証人に契約書、重要事項を文書で交付して説明を行った上で同意を得るものとする。
4. 利用者は契約書および重要事項の内容に同意した後はこれを遵守する。

（非常災害対策）

10. 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法8条に規定する消防管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者と火元責任者は事業所介護職員から選任する。
2. 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立会う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
5. 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

6. 防火管理者は、災害訓練の年間計画を作成するものとする。
7. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 教育及び基礎訓練（消火・通報・避難・その他）	<u>毎月一回</u>
② 利用者を含めた総合訓練（その内一回は夜間想定）	<u>年二回以上</u>
③ 非常災害用設備の使用方法の徹底	<u>隨時</u>
8. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体拘束その他の行動制限)

- 11.
1. 施設は、入所者または、他の入所者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ぬ場合を除き、入所者に対し身体拘束その他の方法により入所者の身体の行動を制限いたしません。  
【緊急やむを得ない場合とは】
    - 1) 切迫性、利用者本人または、他の利用者等の生命又は、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
    - 2) 非代替性、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護及び対応の方法がないこと。
    - 3) 一時性、身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。
  2. 施設が入所者に対し、身体拘束、その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、施設が事前に入所者に対し行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明をして同意を得る。
  3. 施設が入所者に対し、身体拘束、その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、施設が入所者の家族に対し主治医の診断内容、行動制限の根拠、見込まれる期間について充分説明をして同意を得、同意書を戴く。
  4. 前項に基づき、利用者、利用者の家族に対し充分説明をし、同意を求めて利用者、家族どちらからも同意が得られない場合拘束は致しません。ただしその場合は主治医、専門医の意見を求め適切な措置を致します。
  5. 施設が入所者に対し、身体拘束その他の方法により入所者の行動を制限した場合は、介護サービス記録に次の事項を記載します。
    - 1) 入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、及び実施された期間。
    - 2) 前項に基づく施設の入所者に対する説明の時期、及びその内容、その際のやりとりの概要。
    - 3) 前項に基づく施設の入所者の家族に対する説明の時期、及びその内容、その際のやりとりの概要。

(虐待防止に関する事項)

- 12.
1. 施設は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
    - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する
    - 2) 虐待防止のための指針の整備
    - 3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
    - 4) 虐待を防止に関する措置を適正に実施するための担当者の設置
    - 5) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
    - 6) その他虐待防止のために必要な措置
  2. 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する

もの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

13. 従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年1回

1. 業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。
3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人平田クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

施行日

令和5年10月1日

令和7年4月1日